

調査報告書

- 1 とき：2012年2月10日
- 2 行先：衆議院議員会館（内閣府・総務省・厚労省・文科省・国交省・財務省のレク）
- 3 参加者：山口清明、岡田ゆき子、さはしあこ、政務調査補助員（尾関）
- 4 主な内容

① 名古屋港、衣浦港、三河港及び愛知県内沿岸部の防災対策の抜本的強化について

項目		主な回答	
1	名古屋港高潮防波堤について、南海トラフ巨大地震と津波に対応できるよう、早急に機能強化をはかる	国交省	沈下・老朽化のため対策は必要。第3次補正に40億円。設計に入った
2	既存及び新築の建築物に、津波避難ビルの機能を付加する助成制度を臨海部では建築許可の基準に津波避難ビルの機能を盛りこむ	国交省	新築は有料建築物助成制度などの利用を。改修は24予算に公共建築物のストック活用で改修費を助成。避難ビル機能を建築基準に盛り込むのはなじまないが、どうしたら機能の強化をできるかという構造要件は11.11.27に示した
3	津波避難ビル、津波避難タワーの確保を港湾管理者に義務付け、建設補助制度を	国交省	防潮堤の外で浸水しやすいが、非難ビル等を確保できない地域もあり、10分程度で逃げられる制度を検討中
4	衣浦港及び三河港および愛知県内沿岸部も前3項に準ずる措置を	国交省	7月に津波対策のあり方を公表し、中部整備局が検討。名古屋港と同程度
5	中央防災会議まちで防災計画の策定、対策が遅れている。早急に計画をまとめる	内閣府	南海トラフ巨大地震を想定した対応。8月にモデル検討会を設置、12月中間取りまとめ、4月最終案、安芸に被害推定、年内に最終答申
6	避難経路の確保、公共施設や高層民間施設を緊急一時避難所として協定を結ぶなど、適切で迅速な対策を講じるよう地方自治体の指導を	国交省	
		内閣府	高台のないところに避難ビルと17.6にガイドライン。協定の例などを示す
		総務省	
7	堤防内部の空洞化調査、高さの見直し、補強工事、位置の適正化などの予算増額を	国交省	高さは管理者が決めるが考え方は7月に通知した。防潮堤には社会資本整備交付金が出る
8	臨海部の企業や関係企業などの港湾労働者や観光客、つり人などの緊急避難場所の確保等に責任をもって指導を	国交省	検討会議には企業も参加、従業員の非難も考えているので支援する
		内閣府	12月に防災計画を見直し、津波対策編を独立したので地域の対策がすすむ
9	避難勧告や避難指示が港湾労働者に伝わらず、仕事の継続や夜間作業を求められる事例があった。港湾労働者への情報伝達と避難を。大規模災害時は、荷役作業等を中止させる	国交省	
		内閣府	基本計画で、住民以外にも伝わるよう、あらゆる手段を講じることにしている

10	港湾労働者が、大規模災害時の実際の行動を想定した避難訓練を	国交省	
		内閣府	総合防災訓練大綱で実施するよう努めてもらう。6月に津波対策推進法も訓練を規定。11月5日が津波防災の日
11	港湾の特徴を踏まえた、わかりやすい避難先、避難経路の標識設置を	国交省	港湾管理者が検討する。プロの空間だが、一般者も入るのでわかりやすくしたい
12	全国瞬時警報システム（J-Alert）と連動した同報無線と戸別受信機の設置補助の拡充を	総務省	起債で対応、9割。50%は交付税で。緊急対策で10割、70%に。戸別だけでは対象外、非常電源は対応
13	聴覚障がい者への緊急時の伝達方法の対策を	総務省	第3次補正で手法の実証と実験を行い、来年度末に推奨策を
		厚労省	災害時の要援護者の避難支援ガイドラインを作り、名簿で、関係者間での情報共有を行い、聴覚障害者にはメールやTVなどの活用を促している。24予算で避難状況の調査と避難方法の再検討、ガイドラインの見直し。
14	防災無線等が停電によって使えない事態がないよう万全な対策を	総務省	被災直後は使えたがその後使えなくなったので検討している
15	佐久島などの離島は、被災時に長期的な孤立化が想定される。避難所に太陽光発電や大型発電機の設置などの対策を	内閣府	緊急援助の指針に通信確保を入れている。初動体制で確保し、その後に状況に応じて対応する
16	国道一号の尾張大橋の架け替えと周辺堤防の早期整備を	国交省	定期的に点検・補修している、H12に検討会議で安全性を確認、強化不要。堤防は順次すすめ、残るは橋脚の改良とともに行う
17	消防力の強化が重要であり、人員の充足率を引き上げる	総務省	削減の中、H23は職員増で159,353人に。交付税算定は10万人基準でH24年度は+100円で11300円/人に増やした。職員増は自治体の裁量だ
18	合併で支所になり、災害時の初動体制や本庁の支援体制が心配。災害時の支所等の役割は重要、防災体制の強化に指導を	総務省	地域防災計画で決めている。合併があれば修正するよう求めている。情報伝達が重要、夜間体制などを整備へ
19	避難所の整備、沿岸部の公共施設の強化、移転に国の支援充実を	国交省	
20	災害時避難場所は、避難者のプライバシーやバリアフリー化が必要であり、国は支援策を講じる	国交省	
		内閣府	応援指針にプライバシー確保も明記。自治小田井で実施する。発災後には支援する
		総務省	
		厚労省	パーティションをつかったりテントをつかって自治体が工夫した。9割を助成する。今回は復興特別交付金で自治体負担ゼロにした。
21	避難所の学校等で食事が提供できるよう自園、自校給食を広げるよう指導と援助を	文科省	暖かい給食、コスト削減など、一長一短がある。自治体の実情で選択。避難所としても同様。作るなら補助はある

22	福祉避難所の指定が不十分な状況であり、国の指導と援助を強めること。	厚労省	市町村に1つ以上あるのは23年度41.8%、12年度23.8%、22年度が34%。指定していない自治体の実情を調査すると、コミュニティで何とかなっているのだから必要ないとのこと。
23	民間住宅耐震改修補助制度を増額し、耐震化達成率を高めるため、国の援助を	国交省	重要課題であり交付金で支援。第三次補正でも沿道耐震化を支援。エコと耐震でポイントを+10の45Pにした
24	津波対策で学校の屋上の補強工事や頑丈な手すりの設置などに援助を	文科省	避難所として注目し、24 予算で制度を創設
25	津波避難場所の少ない地域にライフジャケットを各家庭に配布する	国交省	
26	避難所などの公共施設が液状化に耐えうるかの調査を進めるエリア指定と補助の実施を。戸建て住宅等も同様の支援を	国交省	港湾で事前に判定し対策。長時間周期のゆれも加味した判定で見直す
		厚労省	
		文科省	整備指針で地盤も示す。必要に応じて対応

《質疑》

- 福祉避難所の定義は何か。名古屋は場所を非公開にしているがどこでも同じか → 指定する自治体の考えで決まる。防災計画に基づいて指定する。2次避難所のところも1次避難所のところもある。定義も市町村での位置づけによる。
- 難聴者対策ではメール以外に電光掲示板なども生かせないか → 今回の災害後に企業から試作機の提供の申し入れがあった。聾啞団体で作る救援本部や現地本部で活用していた。今後の課題として検討したい。
- 避難所への設備強化へ財政支援はないのか → 厚労省では災害救助の予算。災害対策・予防は別。備蓄品を使った場合の補充には活用できる
- 沿岸部は内陸部と違って居住者だけでなく港湾労働者や観光客が多く存在し、避難所の備蓄も考え方が違っていいのでは → 緊急救助の指針にある。備蓄の確保やバリアフリー化の基準があるのでそれを踏まえた対策を自治体で行う。
- 衣浦港などは地方整備局で対応するというが、津波は30 cm上がるだけという。名大の川崎先生は5 mという。かい離が大きい → 津波の想定は県レベルで実施し、国も実施。モデルの作り方が違う。内閣府の検討案に収れんするかどうか。国交省としては防波堤がどのレベルに耐えるかが知りたい。100年に一度か500年に一度かによって対策が違う。



内閣府、総務省、厚労省、文科省、国交省に要請する各議員団

- ・ 防波堤と防潮堤が一体となったの対策になっている。その中での訓練はどういう訓練か、トレーラーはどうするのか、車の流失対策は → 各地で試行錯誤でやっており体系だったものはない。港湾は高潮対策から津波対策にシフト、社会資本整備助成で対応し、その関連でハザードマップも支援する。流出防止をハードでやるには限界がある。船は退避するが、沖にスペースがあるかも検討する必要がある。
- ・ 港湾労働者の安全にたいし、伝達だけでなく、避難指示や勧告を出してほしい。企業任せになっている。管理組合には避難計画がない。船には避難を指示しても荷役は続けるのか → 企業も含めて伝達せよとしており、企業がどうするかの問題。国としては遊びに来ている人への避難指示を考えている。
- ・ 消防交付金で人員増と言われたが、広域連合には来ない。高浜では基準に100人も人員不足 → 消防費として自治体に交付。整備指針で目標を定めている。自治体の実情ですすめている。
- ・ 消防職員を増やす指導を。3人乗車が常態化しホースが2本出せない。広域化でよりひどくなった → 広域化が原因かは不明。10万人を基準に交付率を示している。整備指針に基づく基準を満たしていないのは自治体の裁量。災害に備えて増員するよう申し立てている。
- ・ 同報無線は不交付団体には補助されない。個別補助に → 避難所への無線は第3次補正でやった。
- ・ 液状化対策で民地の改良に助成を → 民間の土地の資産価値を上げてしまうので議論がある。市道の改良の中で道路に囲まれた民地の改良はできる。
- ・ ゼロメートル地帯は地価も安いので、工場が撤退するとマンション化、国でも位置づけを。タワー設置への補助は → 都市防災推進事業でタワーに補助する。
- ・ 津波高をTPでいうが、2.2m TPは名古屋では+1.5m。わかりにくい → 地元がわかることが重要で、検討したい
- ・ 仙台港の耐震岸壁が壊れた原因は → 堤体のハラミ、裏込めの沈下など地震動が原因であり、流動化ではない。今全国でチェックしている。
- ・ 避難ビルは容積率の緩和という規制緩和によるのではなく、港湾地域での基準を作るべきだ → 津波防災地域づくり法で警戒区域や特別警戒区域で協定するときの基準を示している。
- ・ 港湾での作業をやめさせる権限が市にも管理組合にもない → 揺れたら逃げるのが基本。すべての人への対応であり、それをふまえて、各個人や企業が考えること
- ・ 企業の防災計画をチェックしているか。港湾では各企業がバラバラに対応しては避難もできない → 推進基本計画で地域を指定し、1000人以上の企業では対策を求め、自治体に提出する。
- ・ 学校での調理が防災上絶対有利だ、基準を見直せ → 食育でのメリットは言っている。決めるのは市町村。

② 石油コンビナート等特別防災区域における防災対策について

項目		回答	
1	特定屋外タンクの耐震改修の期限を前倒しして、早期に 100%のタンクで必要な改修を	総務省	今回の地震動ではタンク本体は壊れなかったため基準はいい。浮き屋根の H29 までの改修期限については、危険度の高いものからの改修や工事期間を少しでも早めるような見直しを求めた
		経産省	意見なし
2	タンク本体だけでなく地盤の安全性が問われている。企業を含めた特別防災区域内の地盤と護岸すべての液状化及び側方流動に関する実態を調査し、安全対策を	総務省	検討会を行い調査し、地盤に段差や亀裂を認めた
		経産省	必要なら地盤改良を求める
		国交省	護岸は埋立地で老朽化していると認識。立地企業の取り組みへ施策を検討
3	伊勢湾シーバースの安全性を確保する。検査結果を明らかに	総務省	特定移送取扱所として基準がある。年一回の検査はパスしており、毎年地元知多消防が保安検査している
		経産省	なし

《質疑》

- ・ うき屋根式 8 件のうち 7 件が未改修。5 つは同一事業所で年 1 件しかやらない計画で、期限には間に合うもののもっと早くできないか → 改修には工期もかかり、具体化は事業所任せ。危険度の大きなものからやってもらうよう優先順位の見直しや、できることなら機関がつけられるならできるような見直しを求めている。
- ・ 個々の施設だけでは不十分。地盤をどうするのか。護岸も企業の敷地が多く、液状化する実態を企業はつかんでいるのか → 異常があったことの報告はあるが、液状化だけでは報告対象ではない。液状化でタンクが壊れた、漏えいしたなどは報告される。側方流動について、企業の護岸も、もとは管理組合が造成して売却したものであり、改修でこれまで支援したことはない。検討課題だ。タンクが護岸からどの程度離れているかで側方流動の影響が変わる。川崎ではタンクには異常がなかったが航路にせり出したので改修。
- ・ 小型タンクが流れたことで千葉の自主点検方式に不安が出ているが → 管理体制がしっかりしているところは自主点検を認めている。高圧ガスなので経産省で答えるが、今回の事故は水を充填して 1 週間以上放置していた時に地震があって壊れ、周りの石油配管を破損して重大事故に至った。本来、こういう時は遠隔操作でバルブを止めるが、それもストップしてや



総務省、国交省、経産省に要請する各議員団

っていたので処分した。水で壊れるならガスを抜いてやるよう 12 月に指示。特殊事例だ。今後は起きない。

- ・シーバースについて、岡山の事故でより不安だ。知多の外洋にあるし、見直さないのか → 技術基準は変わらない。今回の地震で取扱所も被害を受けたので基準がいいのか確認をしている。企業にも通知している。
- ・今回の地震を踏まえた安全基準から見て大丈夫かどうかを聞いているのに、従来の基準で答えているのではないか。今回の東北の地震で千葉があのような有様。東京で大きな地震が起きた時の想定でいっているのか → 地震が起きるたびに検証し見直す。浮屋根タンクは十勝沖地震の教訓で見直した。今回の地震で津波以外に、地震動で壊れたものはない。津波は調査中で、3メートル以上の津波で配管が破損した。3m以下での破損はない。配管が破損しても漏えいしないよう、緊急遮断弁のリモート化を検討。
- ・衣浦港には昭和シェル石油のLNGタンクがあり、安全だと思っていたが、護岸のすぐ近くにあり、自治体では実態も分からないので不安になった
- ・コンビナートは県レベルでは対応できないことが多い。ブロックで対応を

③ 待機児童問題解決のために

項目		回答	
1	国と市町村に保育実施義務のなくなる「子ども・子育て新システム」を導入しないこと。	厚労省	基準を下げることはない。不安な声は十分承知している。
		内閣府	検討会議が1月31日に部会の取りまとめをだした。諸団体の参加で議論した。「税と社会保障の一体改革」と一緒に出し、財源を示してから実施する。PRの不足で心配かけている。市町村の義務はなくなるのではなく、児福法24条を生かし、かえって重要になる。
2	公立保育園の建設を促進することをはじめ、認可保育園の新設とあわせて、保育所待機児童を解消できるだけの十分な予算措置を行うこと。	厚労省	H24～26のビジョン目標達成に向けH24予算で4303億円(+220億円)措置。第4次補正でも安心子ども基金を積み増し、緊急整備事業などを行う。これまでは対記事10人以上の市でしか基金が使えなかったものが1人でも使えるように。整備だけから運営にも可に。
3	規制緩和でなく、保育環境整備の最低基準を抜本的に改善する	厚労省	質の向上に取り組む
4	0才、1才児の面積最低基準を3.3㎡で整備する改築に国の支援を。名古屋市は国の指導で基準に満たない現状。「保育環境改善事業」をほふく室整備にも活用できるよう、柔軟に対応を	厚労省	名古屋市からも電話があり、24年度に補助をする予算を組んで調整している
5	認可保育園を増やすために国有地を貸	厚労省	

与する際の賃貸料を無償または低廉化する。同様の制度が地方自治体等の公有地についても実施されるようにする

財務省

とにかく売却を言われているので、福祉施設へは貸付もできるようにした。定期借地で、無料にはできないが、なるべく低廉になるよう評価額に公租公課を入れないなど配慮している。名古屋市でも検討されている。民間保育所での賃貸でも安心子ども基金が 300 万円まで活用できる。

《質疑》

- ・新システムについて、自治体の保育義務をなくし責務にするのは軽く見ているのではないか。自由契約というが、企業参入で良心的な社会福祉法人が撤退せざるを得なくなる。子どもの取り合いになるのでは

→ 質の高い幼児教育と待機児の解消が目的。基準を満たせばできる。企業参入はもう 10 年も前からやっている。今回は主体をNPOも含め様々にしている。体力のある企業の参入で、軋轢が生まれたり子供を奪い合ったり撤退などになるという不安が出されていることは承知しているので、余裕のある地域に参入することがないようにもできる。

- ・総合こども園に未満児を義務付けないので、待機児解消にはならないのではないか。企業参入が目的だ → 統合しようとする、幼稚園に未満児受入れができてないので統合がしにくくなるからだ。
- ・未満児の待機解消はいつか → 数値目標はない。
- ・質の高い保育というが、認証園が増え、高い質が保持できるのか。認可を基準にすべきだ → 基準は下げない。質を下げずに量を増やす。認可外のものいろいろあって、公費投入で基準をまもった認可基準を達成してもらう。
- ・保育の責任をどう果たすのか。契約で何を指すのか。自己責任で保育所を探すのか → 保育に欠ける人は希望する園に申し込む。今でも希望する園に入れないことはある。選択の幅が広がる。問題は入れない場合で、祖の時は自治体がサポートする。待機児が多いところは自治体の申し込むようにする。
- ・幼稚園が民間だけの自治体も多い。そのため待機が市ではわからない。保育でも同様な事態にならないか → 市町村で新シス



厚労省、財務省、内閣府に要請する各議員団



回答に対しさらに追及する岡田議員

テム事業計画を義務付ける。その中には保育需要の項もあり、それに対してどうするかも出してもらおう。今まで以上にきちんとやってもらおう。

- ・ 不安の払しょくはできない。市町村の役割が見えない。待機児をなくす姿勢が見えない。
- ・ 保育園で死亡事故が起きている。特に認可外に多い。認可を増やし待機をなくせ → 箇所数のみの数はわからない。民間で5万人増やすよう予算化した。基準の明細は決めていない。基準満たせば応募。基本は今と同じ。基準を満たしていないところは指定されないの、安心こども基金を使って整備するか地域型給付で保育ママにレベルアップするといいい。
- ・ グループ保育は認可園と違う。市営住宅の1室で10人の子供を2~3人で見ている。新設予算を作るべきだ。これで子供にいいのか → 気持ちはわかる。少しでも待機を減らしたい。国有地を定期借地にして安心こども基金で整備できる。24年度予算で300万円/施設。

④ 海上コンテナの安全輸送対策を抜本的に強化について

- ・ 海上コンテナのこの間の事故件数
- ・ → 右の表のとおり。
- ・ 安全輸送対策に関する法整備の進捗状況
- ・ → 2年前、議員提案で出したが、2回の継続審議の後、時の政権党の判断で解散・廃案になったものを、内容に問題があったわけではないので、基本的にそのまま出したい。1月24日に非予算議案の一覧を提出した。
- ・ 新たな国際基準
- ・ → 中身の伝達に対し荷主の問題で認められないときのこうくさい基準の統一を求めている。IMO、ILOUNECEで合同の貨物ユニットの収納ガイドがあり、改訂の時期なので、コンテナ情報伝達も含め、世界基準に盛り込むよう働きかけている。

	輸入 コンテナ	輸出 コンテナ	合計
平成18年	6	0	6
平成19年	3	5	8
平成20年	3	2	5
平成21年	6	3	9
平成22年	10	4	14
平成23年	8	3	11
合計	36	17	53

死者12名、重傷8名



→ 経団連とも話はしているが、

海上コンテナのレクをうける議員団

《質疑》

- ・ 前の法案のときには経団連に抵抗があったと聞かすが、今回はどうか。同じ法案か具体的に組織として反対はない。法案としては、1点変えた。重量検査を荷主の許可がないときは港湾で実施することにしてはいたが、事務が大変で混雑する可能性があるため船主からの報告でも可とした。

⑤ 児童扶養手当支給における扶養親族数の扱いの改善について

- 児童扶養手当の支給額は、実際の当年の扶養親族数を考慮した算定方法によるよう、制度や運用の改善を → 経済支援である以上、どこかでの線引きは必要であり、やむをえない措置。当年度収入にすることは、事務手続きが煩雑となる。母子寡婦貸付金の活用など総合な対策で行うもの。



厚労省に要請する各議員団

《質疑》

- 離婚して収入が激減しているときに手当が出なくなる実態を考えてほしい → 経済支援なので線引きがいる。所得と扶養が一つの目安。

⑥ 高浜市における場外舟券売り場設置について

	項目	回答
1	住民合意とはいかなるものか。手続きも含め、前提となるものはあるか	自治会のルールに基づいて行われるもの。
2	「反対多数」の結果が出た場合、舟券売場設置の可否はどう判断されるか	申請が行われなければ、合意はされていないものと判断するもの
3	今回は、国の3条件（地元の同意、市長の同意、市議会の反対決議がない）が整ったといえるか	地元合意に違反があったかどうかは、自治会内部の問題であり関知しない。

《質疑》

- 住民投票までこぎつけたのに、脅したとか、投票所前にプラカードを持ってきたとか言って「不正投票」と言い張って建設反対の結果を否定している。こういうプロセスをどう見るか → 過程は把握していない。決め方のルールに沿ってやられたかどうかプロセスだ。
- 町内会では24票差で否定し、建設反対になったのに、不正があったという。反対は新聞にもTVにも出て明白だ → 国としては状況をつかむものではない。自治会の手続きには関与しない。手続き虫の同意書では受け付けられない。経過が示された同意書でないといけない。



国交省に要請する高浜市議団

5 まとめ

- 港湾の防災対策では、高潮防潮堤の改修が第3次補正で40億円計上され、設計に取り掛かっていることが明らかになりました。防波堤も各自治体や企業に調査をするよう求めて、順次改良されていくことが示された。



佐々木憲昭議員のあいさつ

- ・津波避難ビルには 24 年度予算に公共建築物の回収費を盛り込み、学校の屋上改修に制度を設けた。
- ・24 年度予算で安心こども基金の活用で国有地を定期借地で民間保育所整備ができる制度を設けた。限度額は 1 施設当たり 300 万円。
- ・海上コンテナの安全輸送に関しては、2 年前に廃案になった法案が、今国会で改めて提出されることが明らかにされ、国際基準にも盛り込むよう働きかけられていることがしえされた。
- ・コンビナートのタンク改修はできるだけ早くやるよう通知が出されている。
- ・テーマが多彩、通し参加者の負担が大きい。重点や成果がわかりにくいので改善を求める。



河江明美さんのあいさつ



もとむら伸子さんのあいさつ



富士山



地下食堂 すし定食 700 円



参加者（岡田議員はこの直後に到着）